

地方税財源の確保を求める意見書

いわゆるアベノミクスにより、我が国の経済に明るい兆しが見られるものの、その効果は未だ地方における景気の回復を感じさせるには至っていない。

政府の経済政策の効果を地域経済に及ぼすためには、国と地方が連携・協力して地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて積極的に取り組む必要があり、さらには、地方が地域経済の活性化等の施策を実施するためには、基盤となる地方税財源の確保が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 平成26年度においては、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方の一般財源総額を確保すること。特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大する恐れがある中、地方交付税の持つ財源保障機能、財源調整機能はますます重要であり、地方財政計画における歳出特別枠を当面維持するなど、その総額を確保すること。
- 2 消費税引上げを前提として実施される国の経済対策においては、景気回復が遅れている地方の経済が着実に好転できるよう十分な配慮をすること。
- 3 地方分権改革を進めるため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 4 自動車取得税等の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保し、この措置が同時に実施されない限りは、これらの税を廃止しないこと。
- 5 震災復興予算の使途の厳格化を図る方針の下、国への返還を余儀なくされた基金に係る事業に支障を生じさせることなく、予定されていた事業の円滑な実施が図られるよう、必要な予算措置を講じること。
- 6 防災・減災等に資する国土強靱化やインフラ整備に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保し、南海トラフ巨大地震等、被害想定の大きな地域や社会資本整備が遅れている地域への配分に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文正殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	新藤義孝殿
内閣官房長官	菅義偉殿